



務部局	略 教育センター次長 図書館副館長	略
	略	
略		
警察の事務部局	略	
	略 統括監	略
	犯罪被害者支援室長 サイバーセキュリティ統括室長 留置管理室長	
	略	
	略	

務部局	略 教育センター次長	6種
	略	
略		
警察の事務部局	略	
	略 統括監 取調べ監督室長 犯罪被害者支援室長	5種
	留置管理室長	
	略	
	略	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。